

## 佐賀駐屯地に関する協議会部会設置要領

### (趣旨)

第1条 佐賀駐屯地に関する協議会設置要綱（令和7年7月1日施行。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、佐賀駐屯地に関する協議会（以下「協議会」という。）に設置する部会の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

### (部会)

第2条 協議会に、部会として、生活環境部会、漁業部会及び農業部会を置く。

- 2 生活環境部会は、要綱第2条第1号に掲げる事項に係る懸念事項等を収集し、対応等を検討するものとする。
- 3 漁業部会は、要綱第2条第2号に掲げる事項のうち漁業に係る懸念事項等を収集し、対応等を検討するものとする。
- 4 農業部会は、要綱第2条第2号に掲げる事項のうち農業に係る懸念事項等を収集し、対応等を検討するものとする。

### (組織)

第3条 部会は、部会長及び構成員をもって組織する。

- 2 部会長及び構成員は、別表に定める者とする。
- 3 部会長は、会務を総理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する者が、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

- 2 構成員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ部会長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (庶務)

第5条 部会の庶務は、政策推進部駐屯地対策室において処理する。

### (補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 生活環境部会

部会長	環境部長
構成員	政策推進部長
	佐賀市自治会協議会会長
	諸富校区自治会長会会長
	南川副自治会長会会長
	西川副自治会長会会長
	中川副自治会長会会長
	大詫間自治会長会会長
	東与賀自治会長会会長
	九州防衛局から選出された者
	佐賀駐屯地から選出された者

2 漁業部会

部会長	農林水産部長
構成員	政策推進部長
	佐賀県有明海漁業協同組合から選出された者
	九州防衛局から選出された者
	佐賀駐屯地から選出された者

3 農業部会

部会長	農林水産部長
構成員	政策推進部長
	佐賀県農業協同組合から選出された者
	九州防衛局から選出された者
	佐賀駐屯地から選出された者